

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎 様

2020年12月2日

かながわ歴史教育を考える市民の会

代表者 高梨 晃嘉

連絡先 神奈川県横浜市磯子区森 3-3-17-217

この件に関する問い合わせ先

### 育鵬社公民教科書見本本の閲覧停止を求める要望書

貴教育委員会の日頃の教育向上のためのご努力に敬意を表します。

さて、育鵬社公民教科書の無断掲載の写真問題に関連して、貴教育委員会宛に育鵬社から依頼文が届いていることと思いますが、貴教育委員会に置かれましては、一刻も早く育鵬社公民教科書見本本に対し、人権の視点からの適切な対応をお願いいたしたく要望書を提出致します。

育鵬社公民教科書には現在判明しているだけでも 62 ページと 157 ページに無断掲載の写真があります。

育鵬社は掲載の写真について、8月28日付で貴教育委員会宛に出した依頼文では、62 ページの写真に関する対処しか具体的には示されていません。対処については「今後、見本本を回収させていただき、または、当該写真部分にシールを貼っていただくなどの方法により対応させていただければと存じます」となっており、自らの責任で回収するとは明確に書かれていません。

そもそも育鵬社の2枚の写真のうち157 ページの写真については、当時者である一般社団法人が9月に記者会見をし、謝罪があっても写真使用は許可できないと育鵬社に抗議しているとの報道がありました。さらにこの件については、文中の地名も間違っているという杜撰な内容でした(育鵬社の通知中「尚、現在、他の写真についても肖像権の許諾の確認を進めております」とされているのはこの157 ページの件と思われます)。

このような単純なミスを検定で見逃した文部科学省の責任が厳しく問われるべきですが、それだけではなく2枚の写真の解説自体が、「子ども食堂」や「無料学習塾」に行っている子どもを傷つけ、教員を困惑させ、かかわっている市民たちの努力を水の泡にする人権侵害の内容です。いじめや不登校の原因を作る可能性のある記述です。特に62 ページの写真は当事者から「教科書展示会場からの完全撤去」が要求されており、写真部分にシールを貼って済まされるものではありません。

上に述べたように、育鵬社公民教科書見本本の2か所については、発行者自身がそのまま閲覧に供すべきではないという認識を持っています。この教科書見本本は、人権に配慮するという視点から1日も早く閲覧停止にすべきと考えます。

したがって、以下、閲覧停止に向けて要望をおこないますので、貴教育委員会の見解をご回答くださいますようお願いいたします。

#### 要望項目

教科書センターを管轄する各教育事務所と見本本を管理する各採択地区の教育委員会に向けて、1日も早く育鵬社公民見本本の閲覧停止を指導してください。  
上記について、12月末日までの文書での回答をお願いします。



神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎 様

2020年12月2日

かながわ歴史教育を考える市民の会

代表者 高梨 晃嘉

連絡先 神奈川県横浜市磯子区森 3-3-17-217

この件に関する問い合わせ先

### 育鵬社公民教科書見本本の取扱いについてお願い

見本本については、発行者が責任を負うべきものとされています。育鵬社の対応としては、現在「シールを貼る」「回収」が例示されています。しかし今後それが実施される場合には、発行者の責任をあいまいにするような事態が生じるのではないかと懸念を抱いております。つきましては、今後の育鵬社の見本本の取扱いについては、以下をお願いいたします。

(1) 「シールを貼ってほしい」という要請が出て、応じないでください。理由は以下です。

①シールは場合によっては剥がされてしまう可能性があります。シールが貼ってあれば、かえって興味をもってシールを剥がす閲覧者がいるかもしれません。そのような深刻な問題のある写真に貼られたシールが剥がされたら、その責任は誰がとるのでしょうか。

②「シールを貼る」といいますが、誰がその作業をするのでしょうか。育鵬社によれば「当該写真部分にシールを貼っていただく」となっており、教育委員会の職員にやらせることが前提になっています。職員は公務員であり、私企業である育鵬社のミスフォローすることが公務といえるのでしょうか。そのようなことを公務員にやらせて、市民の理解を得ることができるのでしょうか。

(2) 育鵬社公民教科書の見本本は育鵬社に回収させてください。ないしは着払いで育鵬社に返送するように教育事務所、各市町教育委員会に指示してください。

①見本本は、育鵬社が責任をもって回収すべきです。本来なら育鵬社が全国を回って回収すべきですが、それがどうしてもできない場合には、各教育事務所、各市町教育委員会に着払いで返送するように指示してください。ミスの回復の責任は育鵬社が負うべきものであり、特定業者のために公金を支出することは、行政運営の公平性・公正性に反する行為になるからです。

